

訪問看護及び介護予防訪問看護 重要事項説明書

訪問看護 なかひら

事業者番号 (2361690635)

第1条 事業目的

株式会社シェアパルタージュが開設する訪問看護なかひらが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」といいます）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問看護なかひらの看護職員、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」といいます）が、主治医が必要を認めたお客様に対し、適正な事業の提供を目的とします。

第2条 運営方針

- 1 指定訪問看護の提供にあたって、訪問看護なかひらの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復をはかるとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供にあたって、訪問看護なかひらの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援事業所、他の居宅サービス事業者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条 事業所の名称等

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- ① 法人名：株式会社シェアパルタージュ
- ② 法人所在地：愛知県名古屋市天白区中平四丁目 1007 番地
- ③ 代表者名：代表取締役 松尾 豊
- ④ 事業所名称：訪問看護なかひら
- ⑤ 事業所所在地：愛知県名古屋市天白区向が丘四丁目 922 番地 ソートフルベール 1A 号室
- ⑥ 事業内容：訪問看護事業
- ⑦ 電話番号：052-715-8522
- ⑧ FAX 番号：052-715-8523

第4条 営業日及び営業時間

訪問看護なかひらの営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- ① 営業日：月曜日～金曜日
- ② 営業時間：9時00分～18時00分
- ③ 電話等により24時間連絡が可能な体制とします。（緊急時訪問看護加算に該当するお客様に限ります）
- ④

第5条 職員職種、員数及び職務の内容（令和7年現在）

訪問看護なかひらに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- 1) 管理者（正看護師と兼務）：1名以上
- 2) 常勤正看護師：1名以上
- 3) 非常勤正看護師：1名以上
- 4) 常勤理学療法士：1名以上
- 5) 非常勤言語聴覚士：1名以上

第5条の2 管理者の定め

- 1 管理者は訪問看護なかひらの従業員の管理及び事業の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たるものとします。
- 2 管理者は法令に規定されている事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

第5条の3 看護職員等の定め

- 1 看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供にあたるものとします。
- 2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービス提供は、週に120分を限度とします。

第6条 サービス従業者の義務

- 1 訪問看護なかひら及びサービス従業者はサービスの提供にあたってお客様の生命、身体及び財産の安全に配慮するものとします。
- 2 訪問看護なかひらは、サービス従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理並びに設備・備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- 3 訪問看護なかひらは、サービス提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師及び医療機関への連絡体制の確保に努めるものとします。
- 4 訪問看護なかひらは、お客様に対するサービスの提供内容について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとにお客様又はご家族による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録及び各種訪問看護書類は5年間これを保存し、お客様又はそのご家族、連帯保証人の請求に応じてこれを開示するものとします。

第6条の2 虐待防止の措置

当事業所は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
- 2) 成年後見制度の利用および苦情解決体制を充実し、促進します。
- 3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための年1回以上の研修を実施します。
- 4) サービス提供中に、当事業所の従業者もしくは養護者による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者：松尾 豊（管理者）

第7条 サービス利用料

介護保険の場合（令和6年6月度制度改正に対応しています）

（原則介護保険証をお持ちの方、介護保険申請予定の方。疾病等により医療保険対応となる場合があります）

【看護師による訪問】

3級地加算表記 ※1	介護予防訪問看護 (要支援)		訪問看護 (要介護)	
	単位数	総費用	単位数	総費用
☐ 20分未満	303 単位/回	3,348 円	314 単位/回	3,469 円
☐ 30分未満	451 単位/回	4,983 円	471 単位/回	5,204 円
☐ 60分未満	794 単位/回	8,773 円	823 単位/回	9,094 円
☐ 90分未満	1,090 単位/回	12,044 円	1,128 単位/回	12,464 円

【加算】

加算名		単位数	総費用
□初回加算(Ⅰ) ※ 5		350 単位/月	3,867 円
□初回加算(Ⅱ) ※ 6		300 単位/月	3,315 円
□夜間・早朝加算 (6～8 時・18～22 時)		1 回につき所定単位数の 25%	
□深夜加算 (22～6 時)		1 回につき所定単位数の 50%	
□複数名訪問看護加算	(Ⅰ)	30 分未満 : 254 単位/回	2,806 円
		30 分以上 : 402 単位/回	4,442 円
	(Ⅱ)	30 分未満 : 201 単位/回	2,221 円
		30 分以上 : 317 単位/回	3,502 円
□長時間訪問看護加算		300 単位/回	3,315 円
□ターミナルケア加算		2,500 単位/死亡月	27,625 円
□遠隔死亡診断補助加算		150 単位	1,657 円
□サービス提供体制強化加算 ※ 2	(イ)	6 単位/日	66 円
	(ロ)	3 単位/日	33 円
□看護・介護職員連携強化加算 ※ 3		250 単位/月	2,762 円
□緊急時訪問看護加算(Ⅰ) ※ 4		600 単位/月	6,630 円
□緊急時訪問看護加算(Ⅱ) ※ 4		574 単位/月	6,342 円
□口腔連携強化加算 ※ 7		50 単位/月	552 円
□退院時共同指導加算		600 単位/回	6,630 円
□特別管理加算	(Ⅰ)	500 単位/月	5,525 円
	(Ⅱ)	250 単位/月	2,762 円
□看護体制強化加算	(Ⅰ)	550 単位/月	6,077 円
	(Ⅱ)	200 単位/月	2,210 円
	予防	100 単位/月	1,105 円

【同一建物居住者に対する訪問減算】

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内所在する建物 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	所定単位数に 90/100 を乗じた
②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該施設に居住する利用者の人数が1月あたり 20人以上の場合)	単位数
③上記①の建物のうち、当該施設に居住する利用者の人数が1月あたり 50人以上の場合)	所定単位数に 85/100 を乗じた単位数

【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問】

3 級地加算表記 ※1	介護予防訪問看護 (要支援)		訪問看護 (要介護)	
	単位数	総費用	単位数	総費用
□1 回あたり 20 分以上	284 単位/回	3,127 円	294 単位/回	3,248 円
※1 日に 2 回を超えて指定介護予防訪問 看護を行った場合	1 回につき 50/100 を乗じた単位数 (利用開始日の属する月から 12 月超の利用者に介護 予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 5 単位 を減算)			

(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、1 週間に 120 分を限度とする)

※1 愛知県は厚生労働省が定める地域基準で 3 級地域に当てはまり、1 単位あたり 11.05 円です。公的介護保険を利用した場合のお客様負担額は、介護保険負担割合証に記載されている「利用者負担の割合」によって異なります。

※2 当事業所が下記の基準に適合している場合に愛知県に届けた上で加算されます

- ① 全ての看護師に対し、看護師ごとに研修計画を作成し、計画に従って研修（外部における研修を含む）を実施又は実施を予定していること。
- ② お客様に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること
- ③ 看護師数の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上（イ）、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 30%以上（ロ）であること。

※3 訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合

※4 (1) お客様又はその家族様等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応ができる体制にあること。

(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。

※5 新規に訪問看護計画書を作成したお客様に対して病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、(2) を算定している場合は算定しません。

※6 指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成したお客様に対して病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に初回の指定訪問看護を行った

場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は算定しません。

※7 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算となります。別途消費税がかかる場合があります。

医療保険の場合

【訪問看護基本療養費】

		週 3 日まで	週 4 日目以降
訪問看護基本療養費Ⅰ 個別自宅への訪問	保健師、助産師、看護師	5,550 円/日	6,550 円/日
	准看護師	5,050 円/日	6,050 円/日
	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	12,850 円/月	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550 円/日	
訪問看護基本療養Ⅱ 【施設への訪問】 1日に2人	保健師、助産師、看護師	5,550 円/日	6,550 円/日
	准看護師	5,050 円/日	6,050 円/日
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	5,550 円/日	
訪問看護基本療養Ⅱ 【施設への訪問】 1日に3人以上	保健師、助産師、看護師	2,780 円/日	3,280 円/日
	准看護師	2,530 円/日	3,030 円/日
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	2,780 円/日	
訪問看護基本療養Ⅱ	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師	12,850 円/月	
訪問看護基本療養Ⅲ	外泊中の訪問看護に対し算定（※1）	8,500 円/回	

※1 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

【訪問看護管理療養費・機能強化型訪問看護管理療養費】

	月の初日のみ (1日あたり)	月の2日目以降 (1日あたり)
☐ 訪問看護管理療養費	7,440 円/月	3,000 円/日
☐ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,530 円/月	3,000 円/日
☐ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,500 円/月	3,000 円/日
☐ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,470 円/月	3,000 円/日

※上記訪問看護基本療養費に、訪問看護管理療養費が加算されます。

【加算】

□難病等複数回訪問加算	2 回/日	(1)同一建物内 1 人	4,500 円
		(2)同一建物内 2 人	4,500 円
		(3)同一建物内 3 人以上	4,000 円
	3 回/日	(1)同一建物内 1 人	8,000 円
		(2)同一建物内 2 人	8,000 円
		(3)同一建物内 3 人以上	7,200 円
□長時間訪問看護加算		5,200 円 (90 分を超える場合に週 1 回)	
□特別管理加算 ※①		重症	5,000 円/月
		軽症	2,500 円/月
□訪問看護ターミナルケア療養費 ※②		1	25,000 円
		2	10,000 円
□情報提供療養費 1・2・3 ※③		1,500 円	
□緊急時訪問加算 ※④		2,650 円/日 (月に 1 回)	
□24 時間対応体制加算 ※⑤		6,400 円/月	
□退院時共同指導加算 ※⑥		8,000 円	
□特別管理指導加算 ※⑦		2,000 円	
□退院支援指導加算 ※⑧		6,000 円	
□在宅患者連携指導加算 ※⑨		3,000 円 (月に 1 回)	
□在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ※⑩		2,000 円 (月に 2 回)	
□複数名訪問看護加算 ※⑪	看護師等	(1)同一建物内 1 人	4,500 円
		(2)同一建物内 2 人	4,500 円
		(3)同一建物内 3 人以上	4,000 円
	准看護師	(1)同一建物内 1 人	3,800 円
		(2)同一建物内 2 人	3,800 円
		(3)同一建物内 3 人以上	3,400 円
	看護補助者	(1)同一建物内 1 人	3,000 円
		(2)同一建物内 2 人	3,000 円
		(3)同一建物内 3 人以上	2,700 円
看護補助者 (別表 7・8、特別指示) 1 回/日	(1)同一建物内 1 人	3,000 円	
	(2)同一建物内 2 人	3,000 円	
	(3)同一建物内 3 人以上	2,700 円	

	看護補助者 (別表 7・8、特別指示) 2 回/日	(1)同一建物内 1 人	6,000 円
		(2)同一建物内 2 人	6,000 円
		(3)同一建物内 3 人以上	5,400 円
	看護補助者 (別表 7・8、特別指示) 3 回以上/日	(1)同一建物内 1 人	10,000 円
		(2)同一建物内 2 人	10,000 円
		(3)同一建物内 3 人以上	9,000 円
□看護介護職員連携強化加算 ※⑫		2,500 円 (月に 1 回)	
□夜間・早朝訪問看護加算 (6～8 時・18～22 時)		2,100 円/回	
□深夜訪問看護加算 (22～6 時)		4,200 円/回	

【保険対象外】

□死後の処置	15,000 円	
□保険外訪問看護	日中 (8～18 時)	4,000 円/30 分 (税抜)
	夜間・早朝 (6～8 時・18～22 時)	5,000 円/30 分 (税抜)
	深夜 (22～6 時)	6,000 円/30 分 (税抜)

- ① 特別管理加算Ⅰは、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1ヶ月につき上記料金が加算されます。

- 1) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- 2) 気管カニューレを使用している状態
- 3) 留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱは、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、1ヶ月につき上記料金が加算されます。

- 1) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人口呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 2) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 3) 在宅患者訪問点滴注射指導管理を受けている状態
- 4) 真皮を超える褥瘡の状態

- ② ターミナルケア療養費 (Ⅰ) は、当事業所がお客様に対し、医師と連携し、その指示を受け、訪問看護ステーションが、在宅で死亡した利用者 (ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む。) について死亡日の訪問看護及び死亡前 2 週間以内に 2 回以上の訪問看護を行い、且つ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制についてお客様及びご家族様に対して説明した上でケアを行った場合に加算されます。

ターミナルケア療養費 (Ⅱ) は、当事業所がお客様に対し、医師と連携し、その指示を受け、訪問看護ステーションが、特別養護老人ホーム等で死亡した利用者 (ターミナルケアを行った後、24 時間以内に特別養護老人ホーム等以外で死亡した者を含む。) について死亡日の訪問看護及び死亡前 2 週間以内に 2 回以上の訪問看護を行い、且つ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制についてお客様及びご家族様に対して説明した上でケアを行った場合に加算されます。

- ③ 情報提供療養費（Ⅰ）は、当事業所がお客様に対してより有益な総合的在宅療養を推進するために、お客様の同意をいただいた上で、お客様の居住地を管轄する市町村に対して、お客様へ提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、料金が加算されます。

情報提供療養費（Ⅱ）は、当事業所がお客様に対してより有益な総合的在宅療養を推進するために、お客様の同意をいただいた上で、義務教育諸学校に対して、お客様へ提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、料金が加算されます。

情報提供療養費（Ⅲ）は、当事業所がお客様に対してより有益な総合的在宅療養を推進するために、お客様の同意をいただいた上で、保険医療機関等に対して、お客様へ提供させて頂いたサービスに関する情報を提供する場合に、料金が加算されます。

- ④ 緊急訪問看護加算は、お客様又はその家族の求めに応じて行われた在宅療養支援診療所の主治医の指示により当事業所が緊急にサービスを提供した場合に、1日につき料金が加算されます。
- ⑤ 24時間対応体制加算は、お客様からの電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制をとる場合に、1月につき料金が加算されます。
- ⑥ 退院時共同指導加算は、お客様が主治医の所属する保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中または入所中である場合において、その退院又は退院にあたって、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が、当該主治医又はその所属する保険医療機関若しくは介護老人保健施設の職員と共同し、お客様又はそのご家族様に対して、在宅での必要な指導を行い、その内容を文面により提供した場合は、当該退院又は退所につき1回に限り加算されます。
- ⑦ 特別管理指導加算は、退院時共同指導加算を受けたお客様に対して厚生労働大臣が定める病態等にある場合に所定額に加算されます
- ⑧ 退院支援指導加算は、厚生労働大臣が定める疾患等のお客様である場合に、保健医療機関から退院するにあたって、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が、退院日に療養上必要な指導を行った場合に加算されます
- ⑨ 在宅患者連携指導加算は、当事業所の看護師等（准看護師を除く）が、お客様の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関、歯科訪問診療を実施している保険医療機関又は訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り加算されます
- ⑩ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、通院が困難なお客様の急変等に伴い、主治医の求めにより、当該保険医療機関の医師等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の歯科医師等、訪問薬剤管理指導を実施している薬剤師又は居宅介護支援事業者の介護支援専門員と共同でお客様宅に赴き、カンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り加算されます。
- ⑪ お客様の状態悪化等の理由により、複数の看護師等が同時に訪問し、ケアを実施する必要がある場合、週1回に限り加算されます。
看護師と看護補助者の場合は、週に3回まで加算されます。
- ⑫ 訪問介護事業所と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する必要な支援を行った場合

※本契約の有効期間中、介護保険法その他の関係法令又は医療費（診療報酬）の改正

により、サービス利用料金又は利用者負担額の改正が必要になった場合には、改正後の金額を適用するものとします。この場合、当事業所は法令改正後速やかにお客様に対し、改正の実施時期及び改正後の金額を通知するものとします。

※サービスにつき、公的な介護保険又は医療保険が適用される場合、消費税はかかりません。これに対し、上記保険が適用されない場合には、サービス利用料金全額がお客様負担となり、別途消費税がかかる場合があります。

第8条 交通費

- 1 従業員がサービスを提供するため、お客様宅を訪問する際にかかる交通費は、第9条に記載するサービス実施地域にお住まいのお客様につきましては無料となります。

お客様へのサービス提供における交通費は	☐ 必要ありません。
	☐ 1回訪問につき実費 円です。
(訪問区域を越えて往復 k m×100 円の請求額となります。)	

- 2 お客様宅訪問に自動車を利用した際に管轄警察署長の許可に基づく駐車許可証が有効でない地域（幅の狭い道路、消火栓、横断歩道、踏切にかかる駐車区域にかかる場合や、近隣の苦情等にてお客様宅前に駐車ができない場合）においてやむを得ず有料駐車場を利用する場合には、その駐車場代はお客様にご負担頂くものとします。

第9条 通常の事業の実施区域

通常の事業の実施区域は天白区、緑区、瑞穂区、昭和区、名東区、豊明市、日進市、東郷町、みよし市の地域となります。その他の地域に関しては別途ご相談となります。

第10条 サービスの予定表

当事業者が、お客様に提供するサービスは以下の通りです。

ご利用日：	☐ 毎週	☐ 隔週	☐ その他（		）								
☐ 月曜日	（	：	～	：	）（	：	～	：	）（	：	～	：	）
☐ 火曜日	（	：	～	：	）（	：	～	：	）（	：	～	：	）
☐ 水曜日	（	：	～	：	）（	：	～	：	）（	：	～	：	）
☐ 木曜日	（	：	～	：	）（	：	～	：	）（	：	～	：	）
☐ 金曜日	（	：	～	：	）（	：	～	：	）（	：	～	：	）
☐ 土曜日	（	：	～	：	）（	：	～	：	）（	：	～	：	）
☐ 日曜日	（	：	～	：	）（	：	～	：	）（	：	～	：	）

第10条の2 サービス内容

- 1 主なサービス内容は以下のとおりです。
- ☐ 身体状況、病状観察
 - ☐ 医療的配慮の必要なお客様の清拭・洗髪・陰部洗浄等による清潔の保持
 - ☐ 医療的配慮の必要なお客様の食事及び排泄等日常生活の援助
 - ☐ 褥瘡、湿疹等皮膚トラブルの予防・処置、医療処置指導
 - ☐ リハビリテーション、筋力保持ストレッチ等
 - ☐ 認知症のお客様の看護、介護指導

- ☐ 療養生活や介護方法の指導、精神的支援
 - ☐ 内服管理・指導
 - ☐ カテーテル、在宅酸素等医療器具・装具の管理・指導
 - ☐ ターミナルケア
 - ☐ その他主治医の指示による医療処置
- 2 前項のサービスの提供にあたっては、お客様の病状悪化の防止、要介護者の軽減、要介護状態となることの予防に努めます。
 - 3 サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがありましたら、訪問スタッフ若しくは管理者までお問い合わせください。
 - 4 サービスの提供にあたっては、お客様の主治医より訪問看護指示書を発行していただき、指示に従い看護にあたります。この指示書にかかる文書料はお客様負担となりますので、ご了承ください。(医療点数 300 点) この医療保険の自己負担額により料金は異なります。
 - 5 お客様担当の、ケアマネージャーにて作成したケアプランに沿って訪問看護計画書を作成し、お客様の機能維持回復を図るよう適切なサービスを実施します。
 - 6 当事業所は主治医・ケアマネージャーに対し、毎月末に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

第 11 条 キャンセル

- 1 お客様がサービス利用の中止（以下「キャンセル」とします）をする際には、速やかに事業所まで連絡しなければならないものとする。
- 2 お客様の都合により本サービスをキャンセルする場合には、本サービス利用の 24 時間前までに連絡しなければならないものとし、
- 3 何ら申しでなくサービスがキャンセルされた場合又は 24 時間以内のキャンセルにつきましては、お客様にサービス利用料金の 1 割のキャンセル料をお支払いいただきます（医療保険対応のお客様につきましては、介護保険金の 1 割に準ずるものとし、）。但し、お客様の様態の急変など、緊急且つやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料金は頂きません。

第 12 条 お支払方法

利用実績に基づいて 1 ヶ月ごとにサービス料金を請求し、お客様は原則として当事業所の指定する期日に口座引き落としの方法により支払うものとします。

第 13 条 緊急時における対応方法

- 1 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。
- 2 お客様にかかる居宅介護事業所、ご家族へ連絡する等の必要な措置を講じるものとします。
- 3 救急車又はご家族の自家用車、タクシーにて病院搬送の際等、基本的に搬送先の病院に当事業所の看護師が同伴することはできません。

第14条 その他留意事項

- 1 本契約で定められた業務以外の事項を当従業員に依頼することはできません。
- 2 サービス従事者は、主治医の指示がある場合にのみ、その指示に従った医療行為を行うものとします。
- 3 お客様の身体状況を、当事業所に従事するスタッフ全員で把握し、総括的なサポート体制と緊急時体制を完備するため、専任のスタッフのみで訪問することはできません。
- 4 お客様に円滑かつ適正なサービスを提供するために、当日訪問にあたるサービス従事者の選任及び変更は当事業者が行うものとします。
- 5 訪問予定時間は、交通事情や先に訪問に入ったお客様の身体状況等により、前後15分のズレが発生することがあります。それ以上のズレが予測される場合には、事前に当事業所よりご連絡させていただくものとします。
- 6 天災等やむを得ない事情により、当日訪問が困難となった場合には、事前にサービス提供者よりご連絡させていただくものとします。
- 7 当日訪問予定のサービス従事者が、やむを得ない事情により訪問できなくなった場合には、代理のサービス従事者を立て訪問するものとします。その際には、サービス内容についての申し送り等が事前に行われていることを前提とします。
- 8 当事業所内にて、緊急を要する事態が発生した際等、やむを得ない事情により、当日お客様宅へ訪問することが不可能となった場合には、訪問日を振り返る等の措置を講じるものとし、その際には必ずお客様の了解を得るものとします。
- 9 サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - 1) サービス従事者は、現金、預金通帳、キャッシュカード・印鑑・年金証書その他の有価証券等は一切お預かりすることができません。
 - 2) 現金や貴重品は室内に放置せず、目につかない場所や金庫等に保管してください。
 - 3) お客様及びその家族は、お客様の居宅においてサービスを実施するために必要な電気・水道・ガス等の使用を、サービス従事者に無償で許可するものとします。
 - 4) 当事業所の所有する自動車・サービス従事者の私有車に乗車することはできません。

第15条 サービスに対する相談・苦情・要望等の窓口

利用者からの相談又は苦情等に対しては、常設の窓口（連絡先）および担当者を設置します。

- ① 連絡先（電話）：052-715-8522 FAX：052-715-8523
- ② 担当者名：松尾 豊
- ③ 担当者不在の場合の対応：従業員にて対応可能な状態にしておきます。

第15条の2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情を受け付けた場合、苦情処理内容を正確に苦情処理受付簿に記入し、事業所内で定めた処理手順に基づき、迅速に対応します。

- 1) 苦情受付
- 2) 苦情内容の確認
- 3) 管理者への報告
- 4) 苦情解決に向けた対応の実施
- 5) 原因究明

- 6) 再発防止及び改善の措置
- 7) 管理者への最終報告
- 8) 苦情申立者に対する報告

第15条の3 外部の苦情窓口

外部の苦情申し立て窓口として、次の機関があります。

- ① 名古屋市健康福祉局指導課：052-959-3087
- ② 愛知県国民健康保険団体連合会：052-971-4165

第16条 個人情報の使用等及び秘密の保持

- 1 個人情報とは、特定の個人を識別できるものをいいます。また、ほかの情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含まれます。
- 2 当事業所及び従業者は、お客様及び家族の個人情報を以下に掲げるサービス提供のために必要な範囲内でのみ使用し、それ以外の目的で使用する場合はお客様の了承を得ることとします。
 - 1) 居宅サービス計画書及び看護計画の立案、作成、変更に必要な場合
 - 2) サービス担当者会議その他、介護支援専門員と関係サービス事業所との情報共有及び連絡調整を行う場合
 - 3) 主治医及び連携する病院の相談員等との連絡体制における、情報共有及び連絡調整を行う場合
 - 4) お客様の様態の変化に伴いご親族・医療機関及び行政関係に緊急連絡を要する場合
 - 5) 行政機関の指導又は調査を受ける場合
 - 6) サービスの質の向上を目的とした第三者評価機構による評価を受ける場合
- 3 当事業所及びその従業員は、サービスを提供する上で知り得た個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。この守秘義務は、従業員退職後及び本契約終了後も同様とします。

第16条の2 個人情報取り扱い及び事業者の義務等

- 1 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲でのみ取り扱います
- 2 個人情報は適正な方法で取得し、かつ、公表・開示・訂正・利用停止等を行うときには、本人の同意を得ます。
- 3 データ内容は最新の内容を保つように努めます。
- 4 本人の同意を得ず、第三者に対して個人情報を提供することは禁止します。
- 5 個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、的確かつ迅速に処理します。

第16条の3 お客様を守るためのルール

前条の各規定を全うするため、当事業所は次に掲げる各ルールを順守します。

- 1) 帳票の保管・廃棄：帳票類は適切なファイリングを行い、鍵のかかる場所に保管
- 2) シュレッダーの使用
- 3) 原則お客様ファイルは事務所から持ち出さない
- 4) 個人情報は、できる限り郵送または直接届ける
- 5) 事務所の入退室管理の徹底

第17条 第三者機関による評価

介護保険法に基づき、事業者は利用者及びご家族の満足度を高めるため、年に数回、愛知県看護協会等が実施する第三者機関によるアンケートを実施するよう努めます。

第18条 訪問リハビリ等の地位について

- 1 当事業所において、訪問理学療法士等が訪問する場合には、看護師の代理としての地位・役割で訪問させていただきます。
- 2 前項の規定は、初回訪問日までに説明して、その説明をした旨を看護記録や毎月の訪問看護計画書に記録します。

第19条 緊急時等に訪問看護を希望する場合の取り決め

- 1 お客様からの申し込みがあれば、昼間・夜間帯を問わず訪問を希望される場合の取り決めをすることができます。
- 2 前項の申し込みについては、お客様に対して事前に以下の事項を説明します。
 - 1) 加算であること及び単位数や料金等、その他の条件の説明
 - 2) 必要理由の記載欄があること(下記の枠内)
 - 3) 「同意する」又は「同意しない」旨の記載欄があること(下記の枠内)

緊急時等に訪問看護が必要となる理由

下記の理由により緊急時訪問看護を申し込みます。

- () 一人暮らし又は、昼間及び夜間独居となる事があり、健康上の相談をする人がいない。
- () 高齢者夫婦の世帯で、介護や健康について不安があり相談する人がいない。
- () 医療機器やカテーテル等が装着された状態のため、異常やトラブル等があった場合、対処することが困難。
- () 状態が変化した時に相談または、訪問して状態観察をしてもらい必要な看護を提供して欲しい。
- () 何かあった時に状態を把握してもらい、主治医や医療機関等への報告・連絡・相談など利用者や家族に代わって行って欲しい。
- () その他の理由()

1 介護保険適応の場合

お客様は、緊急時訪問看護加算 (同意します ・ 同意しません)

2 医療保険適応の場合

- 1) お客様は、24時間対応体制加算 (同意します ・ 同意しません)
- 2) お客様は、情報提供療養費の加算 (同意します ・ 同意しません)
- 3) お客様は、在宅患者連携指導加算 (同意します ・ 同意しません)

以上の訪問看護サービス重要事項説明について、訪問看護なかひらより説明を受け、サービスの提供開始、重要事項及び個人情報の使用等について同意しました。

契約締結日 令和 年 月 日

<お 客 様> 住 所 (〒) ー

氏 名 印

<代 理 人> 住 所 (〒) ー

氏 名 印

<署名代行人> 住 所 (〒) ー

氏 名 印

<連帯保証人> 住 所 (〒) ー

電話番号 (自宅)
(携帯)

氏 名 印

お客様との続柄 ()

事業所 株式会社 シェアパルタージュ
訪問看護なかひら



住所 愛知県名古屋市天白区向が丘 4 丁目 922 番地ソートフルベース 1A 号室

管 理 者 : 松尾 豊



説 明 者 : 松尾 豊

